質 問 回 答

1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について

本学施設部における建設工事及び設計・コンサル ティング業務に関する契約方法の基準等を前回開 催時点の基準等と比較し説明を行った。

2. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の 審議について

■建設工事

- 1) 一般競争方式: 政府調達に関する協定適用 対象工事
- ◆大阪大学(吹田)大学総合研究棟(文理融合型)新営その他工事
- ・競争参加資格の確認資料総括表において、 1社が3名を配置予定技術者として提出 しており、内1名が資格無しと判定されて いる。同社が落札した場合、資格有りと認 めた者を配置してもらうということにな っているということであるが、それは書面 等を残してあるのか。
- ・入札事情説明書において直接工事費が通常 より約5千万円安く購入されているが、こ れは資材が他の工事と集中購買できるか らということか。
- ・一般管理費等の経費について施工中である 工事の利点を生かし、経費の圧縮や節減を 図ったとあるがどういうことか。
- ・施工実績のない会社は入札参加資格がない ということであるが、それは大阪大学との 実績を求めているのか。

(特に意見はなし)

- ・書面は残していません。口頭による確認のみでありますので、今後はコンプライアンスのこともあり、できるだけ、書面による記録を残していくようにしていきます。
- ・そのとおりです。落札業者は本学内に他の施工中の 建築工事があり、その工事分と集中購買できるため 資材をより安価に購入できるということです。
- ・これは「一般管理費」ではなく主に「現場管理費」 の内容を指しています。施工中である他の現場と職 人の勤務時間を調整して兼務させることで人件費 等を軽減できるという意味だと思います。
- ・本学の施工実績を求めているわけではありません。 他の学校でも他の研究施設等でも実績があれば入 札参加資格は認められます。

質 問	回 答
(抽出案件の審議)	
2)一般競争方式:政府調達に関する協定適用 対象工事を除く●大阪大学(吹田)保健センター吹田分室等 便所改修工事	(特に意見はなし)
●大阪大学(吹田)工学AR棟改修機械設備 工事	
・入札結果の判定表の「施工体制の確認」欄に「×」ではなく「一」があるのはなぜか。	・判定の結果は「×」ですが、審査の流れ的には審査 を受けないので「一」としました。
・結果が「×」なら「×」を残した方が良い。 大学の判断で操作したことになってしまう のではないか。	・裁定基準額を上回っている場合は、この欄には「〇」 を付けるというルールを設け、誤解を招かないよう に工夫します。
・ヒアリングの結果は残してあるのか。	・電話による簡易ヒアリングも可能ということでヒア リングを実施したという記録は残していますが、ヒ アリングの内容の記録は残していません。今後は残 していきます。
◆大阪大学(箕面)教育研究施設等新営その 他設計業務	
・競争参加資格にある経営状態が健全であることとは何をもって判断しているのか。	・技術提案書の提出者に要求される資格として文科省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務の認定を受けていることというのがあります。この認定は文部科学省において経営状態を含めた審査をおこなったうえでされていますので認定を受けていれば経営状態は健全であると判断しています。さらに提出された納税証明をもって経営状態を判断しています。
・契約金額が高額で契約期間も長いが前払等はしているのか。	・規程に基づき、契約金額の30%を前払金として支 払っています。

質 問

・技術提案書評価表配点表の配点を変更した のは技術提案書提出者や第三者からみて誤 解を招くのではないか。

- ●大阪大学(吹田)大阪産官学民オープンイ ノベーション拠点新営その他設計業務
- ・大阪大学の契約方法等では標準型プロポー ザル方式は予定価格5千万円以下を対象と することになっているが、本件は予定価格 5千万円を超えているのに標準型プロポー ザル方式を採用している。本来は5千万円 という金額の縛りが無いのだから、大阪大 学もそれに合わせればよいのではないか。
- 3. 指名停止等の措置状況について

平成28年度に措置した指名停止の案件について 説明を行った。

4. その他

再苦情処理については申立てが無かった旨を 報告

談合の疑義事実案件の無かった旨の報告

(次回の開催について)

平成29年4月から平成30年3月までの案件を審議対象とし、平成30年の5月~6月頃に開催することについて了承いただいた。

回答

・技術提案書提出者には5つの課題の配点が合計12 0点であるという周知はしてありましたが、課題① と⑤は15点満点、課題②③④が30点満点である という周知はしていませんでした。そのため配点に ばらつきがあるのは不公平になるのではないかとい う指摘が有り、5つの課題それぞれを24点満点に し、合計120点とすることに変更しました。その 後採点作業をおこないましたので採点に不公平は生 じていませんが、誤解を招く可能性があるという意 味ではご指摘のとおりですので、以後は取り扱いを 注意します。

・本件は平成28年度の補正予算として交付決定された補助金であり、あまり時間的な余裕がありませんでしたので、最も早く契約を締結できる標準型プロポーザル方式を採用しました。しかし、公募をおこなうのが原則であります。そのため5千万円という金額の縛りを設けたと思いますのでこの縛りは残しておきたいと思います。26~27年度は標準型プロポーザルを採用しなかったことを踏まえ、今後はさらに標準型は例外的に実施することにしたいと思います。

(特に意見はなし)

(特に意見はなし)